3　法第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額並びに法第十条の三第三項及び第十条の五の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に法第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　法第十条の五の三第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額並びに法第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の二第三項及び第四項並びに第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

5　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエア（以下この項において「機械装置等」という。）につき法第十条の五の三第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の七第一項中「第十条の六第一項第十一号」を「第十条の六第一項第十二号」に改め、同条第五項中「第十条第十項」を「第十条第十二項」に、「第十条の三第十三項」を「第十条の三第十四項」に改め、「第十条の四第七項」の下に、「第十条の四の二第七項」を加え、「及び第十条の五の三第六項」を、「第十条の五の三第十項及び第十条の五の四第六項」に改める。

第五条の八第一項中「三百万円」を「六百万円」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第十一条第一項の表の第三号の中欄に規定する政令で定めるものは、専ら同号の上欄に規定する自動車教習所における同欄に規定する学習支援業の用に供される道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条の準中型自動車であつて専ら貨物を運搬する構造のもののうち、主として同法第八十四条第三項の準中型自動車免許を受けようとする者に対する同欄に規定する教授に使用されるものとして財務大臣が指定するものとする。

第六条の二を次のように改める。

（被災代替資産等の特別償却）

第六条の二　法第十一条の三第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない建物（その附属設備を含む。次項第一号において同じ。）又は構築物の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものとする。

2　法第十一条の三第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　建物　当該個人が有する建物で法第十一条の三第一項に規定する特定非常災害（次号及び第三号において「特定非常災害」という。）に基因して当該個人の事業（同項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二　構築物　当該個人が有する構築物で特定非常災害に基因して当該個人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災構築物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三　機械及び装置　当該個人が有する機械及び装置で特定非常災害に基因して当該個人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災機械装置」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

第六条の三第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三　法第十二条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第六条の三第五項第一号中「（第三号において「工場用建物等」という。）」を削り、同項第三号中「（工場用建物等を除く。）」を削り、同条第十二項各号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六条の六の次に次の一条を加える。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第六条の七　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物につき法第十三条の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物につき同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第七条を削る。

第七条の二第一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同項第一号中「区域（」の下に「以下この号及び」を加え、「五万平方メートル以上」を「七万五千平方メートル以上（当該事業区域が法第十四条第二項第一号イに掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上）」に改め、同条第三項中「第十四条の二第二項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第七条とする。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

六　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第四十九条第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条又は第十四条の二の規定

第十九条第二十三項及び第二十四項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ並びに第百八十条第二項第一号の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第十九条の三第九項中「及び同令」を「、同令」に、「並びに」を「及び同令第百十三条の二第一項に規定する株式分配に係る同項に規定する完全子法人株式並びに」に改める。

第二十条第四項及び第五項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。